

## 三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項

### 1 趣旨

この要項は、本市で開催される、三重とこわか国体および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）について、企業等からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

### 2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発、歓迎装飾および大会運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。

### 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受け入れた場合は、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、貼付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

### 5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさについて、実行委員会の承認を得て行うものとする。ただし、既存の製品提供の場

合は除く。

## 6 協賛への謝意

実行委員会が協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等の贈呈を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等に、その旨を掲載することができる。

## 7 協賛の受入期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

## 8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 実行委員会が必要と認められる場合、この要項を改めることができる。

(様式第1号)

令和 年 月 日

### 協賛申込書

三重とこわか国体・三重とこわか大会  
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之 様

申込者

住 所

名 称

代表者名

印

亀山市で開催される三重とこわか国体および競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

#### 記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	数 量	
	単 価	
	総額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	令和 年 月 日	
そ の 他		

担当者

所 属

氏 名

電 話

(様式第2号)

令和 年 月 日

協賛受領書

申込者住所

氏名

様

三重とこわか国体・三重とこわか大会  
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之

亀山市で開催する三重とこわか国体および競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	数量	
	単価	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
引渡予定年月日	令和 年 月 日	
その他		